江戸川区立葛西第三中学校・学校応援団規約

第１条（名称及び事務局）

葛西第三中学校・学校応援団（以下「会」という。）と称し、事務局を同校内に置く。

第２条（定 義）

この会は、葛西第三中学校を支援する保護者及び地域の方を中心としたボランティアの活動組織をいう。

第３条（目 的）

この会は、保護者、地域の方の特技や経験等を活かし、学校、家庭、地域が一体と地域ぐるみで子どもを育てることを目的とする。

第４条（構 成）

（１）この会は、第３条に賛同したボランティア会員（以下「会員」という。）により構成され、会員名簿に登載されたものをもって構成する。

（２）この会にコーディネーターを一名置き、本会会員により協議の上決定する。

（３）コーディネーターの任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

第５条（総 会）

全会員による総会を年一回開催し、活動内容、その他の報告を行う。

第６条（事務局）

事務局は、コーディネーターによって任命し、学校との連絡調整、会員名簿の管理その他の事務にあたる。

第７条（活動内容）応援団は次に掲げる活動を支援するものとする。

(1)　学習・教育活動支援活動

(2)　部活動支援活動

(3)  学校環境整備活動

(4)  その他の支援

第８条（制 約）

この会は、政治的・宗教的・営利的活動、及び署名活動等は行わない。

第９条（位置づけ）

この会は、校長の協力依頼を受けて、学校の教育計画に基づいて活動を行う。

（附 則） この規約は、平成２３年６月１７日から施行する。